（別紙１）

「家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見等の概要及びそれに対する考え方は、以下のとおりです。

御意見等の概要	回答
・施行規則別記様式第 28 号について、「和牛繁殖雌牛の飼養の有無」の記載欄を追加してはどうか。 【理由】 ・都道府県知事は、施行規則別記様式第 28 号により報告された内容を、法第 34 条第５項の規定に基づき、農林水産大臣に通知をしている。 ・農林水産大臣への通知様式は、畜産課長通知により定められており、当該通知様式では、「和牛繁殖雌牛の飼養の有無」の記載を求められているが、施行規則別記様式第 28 号には当該項目の記載欄はないことから、都道府県が定期的に把握できる情報ではないため。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
附則が施行期日と経過措置の二条建てだが、項建てとはしないのか。 また、第二条の行間が他と比べて狭くなっているが修正する必要はないか。	御意見ありがとうございます。 附則の記載は、一般的な法制執務の規則に則り、条建てとしています。 附則第二条の行間は、修正いたしました。